

## 自動つみたて定期預金規定

### 1. 預金の預入れ等

- (1)この預金の預入れは1口1万円以上とし当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。
- (2)この預金は自動振替の方法により預入れることができます。この場合、振替日、振替金額、引落指定預金口座等は別に提出された所定の書面に記載のとおりとし、その取扱いは別に定める自動振替規定によります。

### 2. 預金の種類・継続の方法等

- 各預入れまたは継続の都度あらかじめ当行所定の書面により指定を受けた種類の定期預金（通帳に記載いたします。）を作成し、この預金に預入れます。
- (1)各預入日に作成する定期預金の種類は、あらかじめ指定を受けたつぎのいずれかの定期預金とします。
- 自動継続の期日指定定期預金（預入日の3年後の応当日を満期日とします。）
  - 自動継続の自由金型2年定期預金（M型）
  - 自動継続の自由金型1年定期預金（M型）
- (2)前(1)により預入れされた各別の定期預金は、満期日にあらかじめ指定を受けた方法により元利合計金額または元金金額をもって同一種類の定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- (3)前記1.(2)、後記4.(2)②b(b)および前(2)による預入・継続の取扱いに際し、これらの預入日・継続日が同一日となる定期預金については、これを合算した金額をもって1口の定期預金とします。

### 3. 支払時期等

#### (1)期日指定定期預金の場合

- ①前記2.(2)の継続を停止するときは、最長お預り期限（継続をしたときはその最長お預り期限）までにその旨を申出てください。
- ②この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。
- a 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長お預り期限までの間の任意の日を指定することができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- b 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後③により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長お預り期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- ③指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長お預り期限が到来したときも同様とします。
- ④前①の継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前③により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き前記2.(2)の継続の取扱いをします。

#### (2)自由金型定期預金（M型）の場合

- ①前記2.(2)の継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）までにその旨を申出てください。
- ②この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 4. 利息

#### (1)期日指定定期預金の場合

- ①この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長お預り期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、支払います。
- a 1年以上2年未満 預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行所定の「2年未満」の利率
- b 2年以上 預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- ②継続後の預金の利息についても前①と同様の方法で計算します。
- ③継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組み入れます。
- ④指定された満期日から1か月以内に解約する場合または前記2.(2)の継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ⑤この預金を5.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- c 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

- d 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- e 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- f 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

- ⑥この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (2)自由金型定期預金（M型）の場合
- ①この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における預入期間に応じた当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、継続日（解約するときは解約時。以下同じです。）に支払います。ただし、自由金型2年定期預金（M型）の利息の支払いは次によります。
- a 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、約定利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）による中間払戻金（以下「中間払戻金」といいます。）を利息の一部として支払います。
- b 中間払戻金を差引いた利息の残額（以下「満期払戻金」といいます。）は継続日に支払います。
- ②この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- a 前記2.(2)の継続をする場合の自由金型2年定期預金（M型）の中間払戻金以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または、満期日に元金に組み入れます。
- b 自由金型2年定期預金（M型）の中間払戻金については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- (a)預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応当日に指定口座に入金します。
- (b)中間払戻金を定期預金とする場合には、預入日の1年後の応当日に自由金型2年定期預金（M型）とします。なお、この預金の利率は、その預入日における預入期間に応じた当行所定の利率を適用します。
- c 前記2.(2)の継続をしない場合のこの預金の利息（自由金型2年定期預金（M型）の中間払戻金を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- ③この預金を5.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払戻金が支払われている場合には、その支払額と次の利率によって計算した利息額との差額を清算します。
- a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b 6か月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月利率」×70%
- c 1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「1年利率」×70%
- ④この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5. 預金の解約、書替継続

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)この預金を解約（各別の定期預金を解約する場合および期日指定定期預金の場合の一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。ただし、解約（減額して書替継続する場合を含みます。）については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。また書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、書替継続後の預金の印鑑は、この預金の届出印鑑を使用します。
- (3)前(2)の解約または書替継続の手続きに加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

### 6. 非課税貯蓄限度超過時の取扱い

- この口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、自動振替による預入れ等によりその非課税貯蓄限度を超過する場合には次のとおり取扱います。
- (1)自動振替による預入れ等により、この口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、新たに口座（以下「別口座」といいます。）を作成のうえ（すでに別口座がある場合には当該口座に）その振替金額等を入金することがあります。
- (2)前記2.、4.に規定する利息の元金への組み入れによりこの口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、あらかじめ指定を受けた預金口座がある場合には当該口座にその利息額を入金します。

### 7. 通帳の記帳方法

- (1)前記2.により複数の定期預金を1口にした場合および継続した場合は、併合または継続された各別の定期預金についての支払記帳はいたしません。

(2)複数の定期預金を同時期に支払う場合は、これらを合計で記帳させていただく場合があります。

(3)「お預り残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預りしている定期預金の総額をご記帳いたします。

#### 8.定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとなりますが、本規定は「定期預金共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上  
2024年4月1日現在